

○農林水産省令第九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第六項第三号及び第五条第二項第三号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月四日

農林水産大臣 坂本 哲志

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請) #

第十一条 (略) #  
2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。#

一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一項第一号を除き、以下同じ。) #  
二 (略) #

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外)  
第十五条 法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十  
七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業  
者を除く。以下第四十七条第六号ト及び第五十七条第六号トを除  
き「電気事業者」という。)が送電用若しくは配電用の電線を設  
置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ  
式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第二百六十九条  
の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を  
取得する場合

八〇十三 (略)

(農地を転用するための許可申請)

第三十条 (略)

2 申請に係る事業が當農型太陽光発電(農地に簡易な構造で、かつ  
容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のもの  
にし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備(以下「當農型太陽  
光発電設備」という。)を設置し、當農を継続しながら発電を行う  
ことをいう。)を目的とする場合においては、前項各号に掲げる書  
類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

改 正 前

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請) #

第十一条 (略) #  
2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書  
類を添付しなければならない。#

一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一  
号を除き、以下同じ。) #  
二 (略) #

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外)  
第十五条 法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十  
七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業  
者を除く。以下「電気事業者」という。)が送電用若しくは配  
電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業  
者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第  
二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするそ  
の他の権利を取得する場合

八〇十三 (略)

(農地を転用するための許可申請) #

第三十条 (略) #  
(新設) #

2 申請に係る事業が當農型太陽光発電(農地に簡易な構造で、かつ  
容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のもの  
にし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備(以下「當農型太陽  
光発電設備」という。)を設置し、當農を継続しながら発電を行う  
ことをいう。)を目的とする場合においては、前項各号に掲げる書  
類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電に必要な設備に  
係る設計図

二 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」とい  
う。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記  
載した営農に関する計画

三 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農へ  
の影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの事項を  
記載した書類（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内に  
おいて栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を  
栽培する場合にあつては、口に掲げる事項を記載した書類及び当  
該申請前に、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の農  
地において試験的に栽培していた当該農作物に係る栽培実績書又  
は当該農作物を栽培する理由を記載した書類）

イ 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地  
が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデ  
ータ

ロ 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有  
する者の意見

ハ 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者  
の栽培実績

四 営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を営農型太陽  
光発電設備の設置者が負担することを証する書面

五 每年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及  
び収支報告書を都道府県知事等（法第四条第一項に規定する都道  
府県知事等をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を  
記載した書面

（申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認  
められない事由）

第四十七条 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、  
次のとおりとする。

一〇五 （略）

（申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認  
められない事由）

第四十七条 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、  
次のとおりとする。 #

一〇五 （略） #

六

申請に係る事業が當農型太陽光発電である場合にあつては、次に掲げるときに該当すること。

- イ 下部の農地において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておむね二割以上減少するおそれ（当該市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、申請に際し添付した栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類に記載された単収が見込まれないおそれ）があると認められる場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合を除く。）
- ロ 下部の農地の全部又は一部において當農が行われる見込みがない場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合に限る。）
- ハ 當農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれがあると認められる場合
- 二 都道府県知事等への毎年の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書が適切に提出されないと認められる場合
- ホ 當農型太陽光発電設備の角度、間隔等について、下部の農地において栽培される農作物の生育に必要な日照に影響を及ぼすおそれがある場合
- ヘ 支柱の高さが地上から二メートル以上あることその他の下部の農地において農業機械等を効率的に利用できる等、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられていない場合
- ト 申請者が、連系に係る契約を電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者と締結する見込みがない場合（申請に係る事業が當農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系するものに限る。）
- チ 申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられている場合

（新設）

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供する  
ことが確実と認められない事由)

第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、  
次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 申請に係る事業が當農型太陽光発電である場合にあつては、次

に掲げるときに該当すること。

イ 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておむね二割以上減少するおそれ（当該市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、申請に際し添付した栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類に記載された単収が見込まれないおそれ）があると認められる場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合を除く。）

ロ 下部の農地の全部又は一部において當農が行われる見込みがない場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合に限る。）

ハ 當農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれがあると認められる場合

二 都道府県知事等への毎年の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書が適切に提出されないと認められる場合

ホ 當農型太陽光発電設備の角度、間隔等について、下部の農地において栽培される農作物の生育に必要な日照に影響を及ぼすおそれがある場合  
ヘ 支柱の高さが地上から二メートル以上あることその他の下部の農地において農業機械等を効率的に利用できる等、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられていない場合

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供する  
ことが確実と認められない事由)

第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、  
次のとおりとする。

一〇五 (略)  
(新設)

ト 申請者が、連系に係る契約を電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者と締結する見込みがない場合（申請に係る事業が當農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系するものに限る。）  
チ 申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられている場合

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請

第五十七条の四 （略）

2 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる書類（同項第一号の書類については、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。）  
二～四 （略）

五 第三十条第二項各号に掲げる書類（申請に係る事業が當農型太陽光発電を目的とする場合に限る。）

六 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請

第五十七条の四 （略）

2 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 第三十条第一号から第四号までに掲げる書類（同條第一号の書類については、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。）  
二～四 （略）

五 （新設）  
（略）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請について、なお従前の例による。

(農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正)

第三条 農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イ中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第二号」に改める。